

第7章 配慮書に対する行政機関の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解

7.1 配慮書に対する行政機関の意見及び事業者の見解

7.1.1 配慮書に対する青森県知事の意見

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、青森県知事に対し、配慮書について環境保全の見地から意見を求めた。それに対する青森県知事の意見（平成26年2月14日）は、次に示すとおりである。

青環第1831号
平成26年 2月14日

くにうみウインド1号合同会社
職務執行者 山崎 養世 殿

青森県知事 三村 申吾

（仮称）中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価計画段階環境配慮書
に対する環境の保全の見地からの意見について

環境影響評価法第3条の7第1項の規定により貴社から求められた標記意見について、青森県環境影響評価条例第41条第1項の規定により、別紙のとおり通知します。

(仮称) 中里風力発電所の設置に係わる環境影響評価計画段階環境配慮書
に対する環境の保全の見地からの意見

- 1 風力発電機の配置等が決まっていない現段階では、予測及び評価結果に一定程度の不確実性があり、今後の詳細な調査結果等によっては、重大な環境影響が見いだされることも想定されることから、本配慮書の予測における不確実性を生じさせる要因と不確実性の度を整理した上で、特に以下の項目に留意して具体的な事業計画を検討すること。
また、事業計画の具体化の過程において、影響を受けるおそれのある環境要素について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討するとともに、その検討内容及び結果を方法書以降の図書に記載すること。
- 2 風力発電機の配置や単機出力等により、騒音及び超低周波音の程度が変わる可能性があることから、特に事業実施想定区域周辺の住居等への騒音等の影響に配慮すること。
- 3 国立防災科学技術センターの地すべり地形分布図において、事業実施想定区域内に地すべり地形が認められる。また、図3-1-4-3「表層地質」(p 36)に認められるドーム構造の北西には、硬軟互層の構造で、地すべりが発生するおそれがある小泊層の泥岩が分布していることから、地すべり地形に留意すること。
- 4 当該風力発電機は、住居等よりも標高が高い位置に建設されることから、通常の風車の影の影響範囲よりも遠距離まで影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び標高、住居等の位置及び高さ留意し、事業実施想定区域周辺の住居等への風車の影の影響に配慮すること。
- 5 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類の重要種について生息・営巣が確認されている。また、鳥獣保護区が隣接するなど、鳥類の重要な生息環境が存在するため、鳥類への影響調査を重点的に行う必要があることから、文献資料調査や地元の専門家からの意見聴取等を基に、調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。
- 6 事業実施想定区域には河川が存在し、事業の実施に伴う濁水の発生等により、魚類等の水生生物の重要種が影響を受けるおそれがあるが、既存の文献資料調査が不十分であることから、地元の専門家への意見聴取等を基に適切に文献資料を選定するとともに、水生生物への影響に配慮すること。
- 7 事業実施想定区域は、ブナーミズナラ群落、カシワーミズナラ群落、ヒノキアスナロ群落等の自然植生が存在し、また、猛禽類の生息・営巣が確認されていることから、これらの鳥類の生息環境となっている森林生態系への影響に配慮すること。

7.1.2 青森県知事の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する青森県知事の意見及びそれに対する事業者の見解は、表7-1-1に示すとおりである。

表7-1-1 配慮書に対する青森県知事意見と事業者の見解

番号	青森県知事の意見	事業者の見解
1	<p>風力発電機の配置等が決まっていない現段階では、予測及び評価結果に一定程度の不確実性があり、今後の詳細な調査結果等によっては、重大な環境影響が見いだされることも想定されることから、本配慮書の予測における不確実性を生じさせる要因と不確実性の程度を整理した上で、特に以下の項目に留意して具体的な事業計画を検討すること。</p> <p>また、事業計画の具体化の過程において、影響を受けるおそれのある環境要素について適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討するとともに、その検討内容及び結果を方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>今後、事業計画の具体化の過程において、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、その検討内容及び結果を準備書に記載します。</p> <p>なお、調査、予測及び評価の手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>
2	<p>風力発電機の配置や単機出力等により、騒音及び超低周波音の程度が変わる可能性があることから、特に事業実施想定区域周辺の住居等への騒音等の影響に配慮すること。</p>	<p>騒音及び超低周波音については、対象事業実施区域周辺の住居等への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>
3	<p>国立防災科学技術センターの地すべり地形分布図において、事業実施想定区域内に地すべり地形が認められる。また、図 3-1-4-3「表層地質」(p.36)に認められるドーム構造の北西には、硬軟互層の構造で、地すべりが発生するおそれがある小泊層の泥岩が分布していることから、地すべり地形に留意すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定にあたっては、国立防災科学技術センターの地すべり地形分布図に示されている地すべり地形を外す方向で検討しました。但し、完全に地すべり地形を外すことは困難であり、また、図面上では把握されない地すべりが存在する可能性も考えられるため、設計段階の地質調査時において、地すべりの検討を行う予定です。</p> <p>なお、地すべり地形分布図は、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に示しました。</p>
4	<p>当該風力発電機は、住居等よりも標高が高い位置に建設されることから、通常の風車の影の影響範囲よりも遠距離まで影響が生じるおそれがある。風力発電機の配置及び標高、住居等の位置及び高さに留意し、事業実施想定区域周辺の住居等への風車の影の影響に配慮すること。</p>	<p>風車の影については、対象事業実施区域周辺の住居等への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>
5	<p>事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類の重要種について生息・営巣が確認されている。また、鳥獣保護区が隣接するなど、鳥類の重要な生息環境が存在するため、鳥類への影響調査を重点的に行う必要があることから、文献資料調査や地元の専門家からの意見聴取等を基に、調査、予測及び評価の手法を適切に選定すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定及び調査手法の検討にあたり、鳥類について地元の専門家等へヒアリングを実施しました。</p> <p>なお、その結果は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>
6	<p>事業実施想定区域には河川が存在し、事業の実施に伴う濁水の発生等により、魚類等の水生生物の重要種が影響を受けるおそれがあるが、既存の文献資料調査が不十分であることから、地元の専門家への意見聴取等を基に適切に文献資料を選定するとともに、水生生物への影響に配慮すること。</p>	<p>「青森県の淡水魚類相について」(竹内他 1985年)を既存の文献資料調査に追加しました。また、水生生物への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>
7	<p>事業実施想定区域は、ブナーミズナラ群落、カシワミズナラ群落、ヒノキアスナロ群落等の自然植生が存在し、また、猛禽類の生息・営巣が確認されていることから、これらの鳥類の生息環境となっている森林生態系への影響に配慮すること。</p>	<p>生態系については、森林生態系への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。</p> <p>なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。</p>

7.1.3 関係市町村長の意見に対する事業者の見解

関係市町村長の意見に対する事業者の見解は、表7-1-2(1)～(2)に示すとおりである。なお、関係市町村は、中泊町、つがる市、五所川原市の1町2市である。

表7-1-2(1) 配慮書に対する関係市町村長の意見と事業者の見解

市町村	番号	関係市町村長の意見	事業者の見解
中泊町	1	事業実施想定区域及びその周辺は、多様な動植物が生息する環境保全上重要な地域であることから、周辺環境への影響を回避、低減するよう最大限配慮すること。	今後、事業計画の具体化の過程において、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、その検討内容及び結果を準備書に記載します。 なお、調査、予測及び評価の手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。
	2	事業実施想定区域付近は、当町上水道の地下水源があることから、悪影響が出ることのないようにすること。	「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」で示したとおり、上水道の地下水源は深井戸であり、一方、本事業の土地改変部は、風車周辺及び取付道路等のごく限られた範囲となっています。従って、上水道の地下水源に影響を及ぼす可能性は小さいと考えていますが、今後、事業計画の具体化の過程において、地下水源に悪影響が出ることのないよう配慮します。
	3	当町の自然豊かな景観及び自然的・地域的特性を損なうことがないように、風力発電機の配置に十分留意すること。	景観については、対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観等への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。 なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。
	4	風力発電機の配置及び工事工程や方法など事業の詳細を計画するに当たっては、周辺環境の保全に配慮するとともに、地域住民の理解を得ること。	今後、事業計画の具体化の過程において、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、その検討内容及び結果を準備書に記載します。 また、住民説明会の開催等により、地域住民の理解を得るよう努めます。
	5	事業実施想定区域付近には、総務省が指定する「新たな難視地区」があることなどから、電波障害等に関する影響の知見を方法書に示すこと。	電波障害については、対象事業実施区域周辺のテレビ電波の受信状況への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。 なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。
	6	必要に応じて、当町及び関係機関と速やかに協議すること。	必要に応じて、関係市町及び関係機関と速やかに協議します。

表7-1-2(2) 配慮書に対する関係市町村長の意見と事業者の見解

市町村	番号	関係市町村長の意見	事業者の見解
つがる市	1	環境影響評価を行う過程で、項目及び手法の選定等に関する事項について、新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び手法等を見直すとともに、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。	今後、事業計画の具体化の過程において、適切に調査、予測及び評価を行い、環境影響の回避、低減を検討し、その検討内容及び結果を準備書に記載します。更に、必要に応じて追加の調査、予測及び評価を検討します。
五所川原市	1	輸送時、工事中、稼働後における、環境、近隣住民に対する影響を定量的に評価できる調査等を行うこと。	工事中資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響、地形改変及び施設の存在、施設の稼働の影響要因について、可能な限り定量的に評価できる調査をします。 なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。
	2	周辺の環境保全、動植物の重要種、特に鳥類について最大限配慮した調査等を行うこと。	動植物の重要種、特に鳥類についての影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。 なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。
	3	周辺に国定公園、県立公園があることから、周囲の景観に配慮した風車位置を検討すること。	景観については、対象事業実施区域周辺の主要な眺望景観等への影響に配慮した調査、予測及び評価を行います。 なお、その手法は、「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に記載しました。

7.2 配慮書に対する一般の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価法第3条の4第1項の規定により、配慮書についての公告・縦覧に関する事項並びに配慮書に対する一般の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

7.2.1 配慮書の公告及び縦覧等

(1) 配慮書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第3条の7第1項の規定に基づき、事業者は一般から環境の保全の見地からの意見を求めるため、配慮書を作成した旨その他事項を公告し、配慮書を公告の日の翌日から起算して33日間縦覧に供した。

1) 公告の日

平成25年12月18日（水）

2) 公告の方法

(7) 平成25年12月18日（水）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・東奥日報（朝刊）

(4) 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・青森県ホームページに平成25年12月18日（水）より掲載

・くにおみアセットマネジメント株式会社ホームページに平成25年12月18日（水）より掲載

3) 縦覧場所

関係地域の自治体庁舎3箇所、くにおみウインド1号合同会社1箇所の計4箇所にて縦覧を実施した。

・中泊町総務課（青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山434番地1）

・つがる市企画調整課（青森県つがる市木造若緑61番地1）

・五所川原市企画課（青森県五所川原市字岩木町12番地）

・くにおみウインド1号合同会社（東京都千代田区丸の内三丁目2番3号）

4) 縦覧期間

平成25年12月19日（木）から平成26年1月20日（月）までとし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始12月28日～1月5日は除いた。

5) 縦覧時間

縦覧時間は、午前9時から午後5時までの時間とした。

6) 縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）

総数	3名
中泊町役場	2名
つがる市役所	1名
五所川原市役所	0名
くにおみウインド1号合同会社	0名

(2) 配慮書についての一般の意見の把握

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づき、一般に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めた。

1) 意見書の提出期間

平成25年12月19日（木）から平成26年1月20日（月）まで（縦覧期間と同じ）

2) 意見書の提出方法

- ①縦覧場所に備え付けられた意見箱への投函（平成26年1月20日（月）まで）
- ②事業者への郵送による書面の提出（平成26年1月20日（月）必着）

3) 意見書の提出状況

環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は1通1件であった。

7.2.2 一般の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価法第5条第1項第8号の規定に基づく、配慮書に対する一般の意見及びこれに対する事業者の見解は、表7-2-1に示すとおりである。

表7-2-1 配慮書に対する一般の意見と事業者の見解

番号	一般の意見	事業者の見解
1	48ページの昆虫類の「ハチ」の欄には、スズメバチ、アシナガバチ、日本ミツバチが記載されておりましたが、実際には他のハチよりたくさん居ると思われます。現地調査の際には、そのことを意識しながら行っていただきたいと思います。	現地調査では、対象事業実施区域の全域を踏査し、補虫網の使用による一般採集調査法により、ハチ類をはじめとした飛翔性の昆虫類の捕獲に努めます。